

吉田町監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、町長から監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成26年 1 月 27 日

吉田町監査委員 伊藤利勝

吉田町監査委員 大塚邦子

監査の種別	監査の対象（所管）
財政的援助団体監査	一般社団法人吉田町シルバー人材センター（高齢者支援課）
【指摘事項】 （平成25年9月30日吉監第27号）	
<p>① 補助金交付申請書の総事業費の財源内訳において「その他」に該当しない事業収入 111,720,000 円が計上されていた。従って「その他」は 111,720,000 円減少の 7,100,000 円とすべきであり、「自己資金」は 111,720,000 円増額の 123,066,000 円とすべきである。</p> <p>② 補助金実績報告書の総事業費の財源内訳において「その他」に該当しない事業収入 155,883,513 円が計上されていた。従って「その他」は 155,883,513 円減少の 7,200,000 円とすべきであり、事業収入は自己資金に該当するのである。「自己資金」は 155,883,513 円増額の 170,350,869 円とすべきである。</p> <p>③ 平成24年度貸借対照表（平成25年3月31日現在）のI資産の部・未収金（全額事業収入未収金）に 9,911,125 円の記載があるにもかかわらず、事業実績書の高年齢者労働能力活用事業に要した収入内訳表の事業収入・受入未済額に記載されていなかった。</p>	
【措置の内容】 （平成25年12月26日吉高第682号）	
<p>① 補助金交付申請書の総事業費の財源内訳において、「事業収入」111,720,000 円を「その他」へ計上していたため、「その他」から「事業収入」111,720,000 円を減額して 7,100,000 円とし、「自己資金」11,346,000 円を 123,066,000 円と増額修正した正しい補助金交付申請書を受理した。</p>	

- ② 補助金実績報告書の総事業費の財源内訳において、「事業収入」155,883,513円を「その他」へ計上していたため、「その他」から「事業収入」155,883,513円を減額して7,200,000円とし、「自己資金」14,467,356円を170,350,869円と増額修正した正しい補助金事業実績報告書を受理した。
- ③ 平成24年度貸借対照表（平成25年3月31日現在）のI資産の部・未収金（全額事業収入未収金）に9,911,125円の記載があるにもかかわらず事業実績書の高年齢者労働能力活用事業に要した収入内訳表の事業収入・受入未済額に記載されていなかったため、事業収入・受入未済額の欄へ9,911,125円及び備考欄へ「事業収入の内未収金」と記載した正しい事業実績書を受理した。

指摘された事項の発生原因としては、町当局及び一般社団法人吉田町シルバー人材センターの補助事業にかかる財源内訳に対する認識不足と、記載されるべきものが記載されていなかったことの確認の不備があげられるため、今後、同様の事態を発生させないように、町当局及び一般社団法人吉田町シルバー人材センターとともに、再度、補助事業に対しての事務能力の向上を図り、担当者のみではなく複数人による事務のチェック体制の徹底に努めるようにいたします。

監査の種別	監査の対象（所管）
財政的援助団体監査	吉田町国際交流協会（企画課）
【指摘事項】 （平成25年9月30日吉監第27号）	
補助金交付申請書の総事業費の財源内訳において「その他」に該当しない雑収入67,501円が計上されていた。従って「その他」は67,501円減少の0円とすべきであり、「自己資金」は67,501円増額の1,830,000円とすべきである。	
【措置の内容】 （平成26年1月9日吉企第523号）	
吉田町国際交流協会に対して上記の指摘事項があった旨を説明するとともに、正しい内容の書類の提出を求め、受理した。	
（書類の訂正の内容）	
補助金交付申請書の総事業費の財源内訳において「その他」を0円とし、「自己資金」を1,830,000円とした。	

(今後の対応)

補助事業における財源内訳項目に関する認識の誤りが指摘事項の発生原因であることから、今後は協会及び所管課が正しい認識を持ち事務手続を行うこととする。

また、所管課が補助金交付団体の事務局を兼ね、補助金申請から実績報告に至る業務を担当しているが、この度、監査の意見として「補助金交付先の各団体が作成すべきもの」とあることから、補助金申請等に係る業務を事務局から協会へ移管していく方向で検討する。